

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 8 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
K M R c l i n i c	岡山市北区今二丁目八一―四	令和 六年 九月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 8 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おぐら小児科	岡山市北区辰巳三四一〇九	令和 六年 八月 一日
茶屋町駅前クリニック	倉敷市茶屋町四四五	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 6 年 8 月 27 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局正田店	新見市正田二七番地三	令和 六年 九月 一日